

令和6年度第1回
杉並区まちづくり景観審議会
会議記録

令和6年(2024年)8月26日(月)

会議名		令和6年度第1回杉並区まちづくり景観審議会
日時		令和6年(2024)年8月26日(月) 午前10時～午前11時5分
会場		杉並区役所分庁舎4階 会議室A・B
出席者	委員	[学識経験者] 内田・田邊・神山・竹内・中村・松木 [区 民] 大倉・川越・佐藤
	説明員 (区)	[都市整備部] 都市整備部長・まちづくり担当部長・土木担当部長・都市整備部管理課長・市街地整備課長・みどり施策担当課長
傍聴	申請	1名
	結果	1名
配布資料		<p>◎次第</p> <p>◎委員名簿</p> <p>◎報告資料</p> <p>〔報告〕</p> <p>1. 杉並区景観計画の改定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 【報告事項1】 杉並区景観計画の改定について ・ 資料1 杉並区景観計画改定の主な考え方 ・ 資料2 杉並区景観計画の概要 ・ 資料3 計画に位置付ける他部門の取組

令和6年度第1回杉並区まちづくり景観審議会

(10時00分)

管理課長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、またお暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。杉並区まちづくり景観審議会の事務局を担当しております、都市整備部管理課長、三浦と申します。よろしくお願いいたします。審議会に先立ちまして、事務局から会議の成立などについてご連絡させていただきます。恐れ入りますが、着座にて進行させていただきます。

まず、委員の出席の状況ですけれども、委員10名のうち、〇〇委員が本日欠席でございます、9名の委員にご出席いただいておりますので、開会の要件であります委員半数以上の出席を満たしておりますので、今回は有効に会が成立しているということをご報告いたします。

次に、資料のご確認をお願いいたします。事前に次第及び審議会委員名簿と議案資料を事前に各委員にお送りしてございますけれども、お手元にごございますでしょうか。

それでは続きまして、本日の説明員をご紹介します。

まず、都市整備部長、中辻辻司でございます。

都市整備部長 中辻でございます。よろしくお願いいたします。

管理課長 本年7月1日付け人事異動でまちづくり担当部長に着任しました、吉見紗でございます。

まちづくり担当部長 吉見です。よろしくお願いいたします。

管理課長 土木担当部長、土肥野幸利でございます。

土木担当部長 おはようございます。土肥野です。よろしくお願いいたします。

管理課長 市街地整備課長、土田麻紀子でございます。

市街地整備課長 土田です。よろしくお願いいたします。

管理課長 都市整備部参事で、土木管理課長とみどり施策担当課長事務取扱の石森健でございます。

みどり施策担当課長 石森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

管理課長 以上で事務局からの報告は以上となります。

それでは会長より、開会宣言をお願いいたします。

会 長 それでは、ただいまから令和6年度第1回まちづくり景観審議会を開催いたします。

まず、傍聴の確認を行います。本日の傍聴について事務局から報告をお願いします。

管理課長 本日の傍聴ですけれども、1名の方から申出がございまして、受付いたしました。なお、録音、録画の申出はございません。

会 長 それでは録音、撮影はしないということで、受け付けるということにいたします。

次に、事務局から本日の議題をお知らせください。

管理課長 本日の議題は報告事項が1件ございまして、「杉並区景観計画の改定について」でございます。

なお、報告事項としまして、事前にお知らせしておりましたけれども、「杉並区みどりの基本計画」の改定につきましては、現在、改定作業を進めているところですが、庁内の検討に時間を要している状況から、本日は議題外とさせていただきます。本件につきましては、次回以降の審議会でご報告させていただきます。ご了承をお願いいたします。

以上です。

会 長 それでは報告事項「杉並区景観計画の改定について」の説明をお願いいたします。

市街地整備課長 市街地整備課長です。よろしく申し上げます。失礼ですが、着座にてご説明申し上げます。

杉並区の景観計画の改定でございますけれども、景観の重要な要素でございます、みどりの取組を注視しながら、現在作業を進めているところでございまして、今、説明がありましたとおり「みどりの基本計画」も併せて作業をしているというところで、それと整合性を図りながら、一緒に検討を進めているところでございます。

本日お配りしております資料、説明にありますけれども、概要と骨子ということで、本日はお渡ししておりますので、ご了解ください。

初めに「計画の位置づけ」でございます。

こちらの計画は、景観法及び区景観条例に基づいた法定計画でございまして、杉並区の景観形成の指針となるものでございます。杉並区のまちづくり基本方針に定めています「景観まちづくり」に向けての具体的な取組の実施方法を定めているもの、併せて、区が目指しております、将来像である「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向け、みどりの施策に加えまして、ほかの部門での

取組とも連携して、行政、区民、事業者とともに協力して取り組んでいくための指針となるものでございます。

「計画改定の主な考え方」でございます。資料1を御覧ください。

経過でございますけれども、本計画は平成22年4月に策定しておりまして、平成28年に一度改定を行っております。

今回改定する背景でございますけれども、令和3年に基本構想の策定が行われ、その後、まちづくり基本方針、併せて、環境基本計画等の改定が行われております。このことを受けまして、区としましては、グリーンインフラを活用したまちづくりの推進、地球温暖化防止に向けた取組強化に、組織横断的に取り組んでいるところが挙げられます。

現状の届出等の実績でございますけれども、資料の中ほどでございますが、御覧のとおり右肩上がり推移はしておりますけれども、一定程度のピークを迎えて横ばいという状況でございます。

事前協議につきましては、御覧になってお分かりかと思っておりますけれども、令和5年に少しグラフが下がっているのですけれども、こちらの一因として考えられますのは、公共施設の整備の件数が減っているということが挙げられております。

また、右側ですけれども、「景観づくりに対する区民の意識」というところで、本計画の目標で掲げております「まちなみに美しさや落ち着きがあると思う区民の割合」ですけれども、76%、78%と横ばい状態ではございますけれども、目標は85%ということでこれまで掲げておりますので、残念ながら届いてはいないという状況でございます。

また、円グラフでお分かりになるかと思っておりますけれども、景観づくりに関心はあるけれども、取組についてはよく分からないというご意見が大半を占めているということで、こういったことから、区民と行政と事業者がそれぞれ役割を果たしながら景観づくりに取り組んでいくこと、そのためには、意識啓発等を強化して効果的に取り組んでいくことが課題であるとしております。

下段「改定にあたっての視点」について3点挙げておりますけれども、こういったことから、計画がより区民の方に分かりやすく、また読んでいただけるようなものをつくっていきたいと考えております。

続きまして、資料2を御覧ください。計画の概要でございます。

景観計画で定める将来像ですが、一番上、これまでどおり「みどり豊かな美

しい住宅都市、『杉並百年の景』としたいと思っております。

また基本理念ですが、4つ挙げておりますけれども、これまでと大きな変更はしておりませんが、少し文言を分かりやすく伝わりやすいような表現と変えてございます。

次に景観特性ですが、今の景観計画では3つ示しているのですけれども、「自然・歴史的要素」となっていたものを2つに分けまして、全部で4つ「生活的要素」「自然的要素」「公共的要素」「文化的要素」と分類しまして、それぞれに取り組むべき課題を整理し、それぞれに対応した取組方針を定めてございます。

取組方針に従いまして、さらにその下ですけれども、左側の見出しの、白抜き枠の部分が主な取組としてございます。

景観法や条例に基づいたこれまでの取組、届出ですとか規制ですとか、そういったものに加えまして、全庁的に取り組むというところで、ほかの部門における取組ですとか、連携・協力、あと普及啓発と分けまして、これら4つ全てを総合して景観計画と定めたいと考えてございます。

資料3を御覧ください。他部門の取組ということで、それは一体どんなものなのかというものを具体的に示しましたのが資料3になってございます。

緑の部分ですけれども、特に景観づくりに関係する取組ということで、「みどりの基本計画」に沿ったものをこちらにも入れ込んでいくと考えてございまして、こちらの内容については今後計画の内容の進捗に合わせて修正をしていく考えでございます。

またその下、オレンジのところですが、こちらは「まちなか整備に係る施策展開」ということで、区民の皆様から、これまで様々な場面でご意見を頂いていまして、まちでふだん目にするところでの感じていること、こうなっしてほしいなというご意見を頂いたものを参考に組み立ててございます。

「公共空間の景観向上」ということで、例えばこれまで入れておりませんでした、放置自転車対策、放置自転車があふれるようなまちは景観にふさわしくないですとか、その下、ごみのないまちということで、ごみの散乱がないようなきれいなまちにしてほしいといったご意見を受けての取組としてございます。

こちらの部分については、これまでの計画ではなかなかページを割いて具体的に示していなかったものですが、こういったものを皆さんに伝わりやすく作成をしていきたいと考えてございます。

さらに、普及啓発に関しても、少し戻ってしまうのですが、資料2、下段ですが、これまですごく大変人気のある「すぎなみ景観ある区マップ」というものもございますし、「景観録」に合わせて、この審議会でも以前ご意見いただいておりますけれども、屋外広告物に関しても、もう少し具体的にどんなものが対象になるのかとか、こういったものはなかなか景観にふさわしいものではないとか、ふさわしいのはこういうのですよというような形でのお示しを区民の方にしたいと考えておりますので、パンフレットの作成などを入れてございます。

あとは頭紙にお戻りください。今後のスケジュールでございます。

この後、ご意見いただきまして、本編を作成してまいります。予定としましては、また10月頃、皆様にお示ししまして、さらにご意見を頂きたいと考えてございます。

12月の頭頃から、今度は区民の方にパブリックコメントということでご意見を頂き、来年3月を目標に改定の作業を終わらせたいと考えてございます。

私からは以上です。

会 長

ありがとうございました。ただいま説明があった内容につきましてご意見、ご質問等がある委員は挙手をお願いします。

私から1点質問があるのですが、杉並区の特性としては、みどりを意識した景観づくりというのが重要だということで、「みどりの基本計画」と整合性を図りながら取り組むという形を取るという中で、「みどりの基本計画」のほうは、またそれはそれで審議会が来るのですよね。遅れというのはどういう状況が生じていて、今日ご報告いただけなかったのかというのは、何か教えていただければと思います。

みどり施策担当課長 みどりの基本計画改定につきましては、前回の改定が平成22年ということで時間がたっているということ、それから社会的な背景として、気候変動ですとか、生物多様性の回復といったような取組があること。それから関連の計画である総合計画等の改定がこの間あったということから、改定作業に取り組んでいる状況でございます。

これまで区民の方を入れた検討委員会ですとか、それから区民の方と区長がディスカッションする場である、聴くオフ・ミーティングという名前で呼んでいるのですが、そういった場、それから公園でオープンハウスを行いまして区民の方の意見を取り入れたりですとか、あとは小中学校、高校生に対

してアンケートを行いながら、区民意見の聴取を行ってきたという状況でございます。

みどりの現状というところでございますけれども、緑被率については現在22%程度ということで推移している状況ではあるのですが、民有のみどりである屋敷林ですとか農地といったものの減少が続いているという現状がございます。

一方で、公共のみどりである公園ですとか、公共のみどりについては増加が続いているというところで、課題としては、区の7割を占めている民有のみどりに対してその保全、それから創出の対策の強化をしていかななくてはいけないだろうというところを考えております。

そういった中で、区民一人一人がそのみどりということに対して自分事として捉えていただいて、そのみどりに関する取組を区民一人一人がしていただくというところも重要なポイントであると考えてございまして、そういったところから「みどりの基本計画」の改定を進めているところですが、より区民の方に対して分かりやすく内容を示す、それをもってして区民の方が行動を起こしていただくところにつながるようというところで、今、庁内で検討をしているところです。

その辺の実効性のあるものとなるようというところで、今回お示しできなくて申し訳ないのですが、庁内で検討を進めている状況でございます。

会 長 分かりました。区民に対する周知活動を充実させたところ想定以上の時間もかかったし、区内の調整も今進めているところであるという理解でよろしいですか。

みどり施策担当課長 区民意見の募集については、いろいろな手段で行ってきたというところと、それらを踏まえまして、より実効性のある計画ということになるように庁内で検討を進めている状況です。

会 長 分かりました。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか、皆さんから。

委 員 雑駁に感想的になって申し訳ないのですが、資料の2つほどお話ししたいと思います。

まず1つが、資料1の4番目の区民の意識というところで、今、大体70%台後半ということで、85%とか90%を目標にしているのですが、なかなか区民の意識の上まらない原因は何だろうかと考えてみた場合に、多分、一般的に

住んでいる人、働いている人を含めて、みどりが多いなどは認識していると思うのですが、それを打ち消す要因として、僕、個人的に思うのですが、いろいろなアンケートのコメントにも書いてありましたけれども、相続とか土地が細分化されて、従来みどりが多かったのが区分が2つに分かれることによって、どうしてもみどりが減ってきてしまうということで、身近なところの地域を見ている中で少し悪くなっているほうに引っ張られてしまっているのがあるのではないかと、これは全く個人的な感想なのですが。

となると、これはなかなか行政全体で杉並区だけにはいかないですし、建築基準法の問題もあるので、ある程度昔からみどりを大事にするということであるならば、民間のそういう所有地の問題をできるだけ、規制をかけるというのは難しいと思うのですが、何か開発業者の進捗があったときに、できるだけそのみどりを残してもらい働きかけ等、いろいろな事前の会議の中とか、そういうところでやっていただいたほうがいいのではないかなというのが、この直接的な意味合いでの感想があります。

それから並行してもう1つ、課題の中に「周知や啓蒙活動」とあると思うのですが、資料の中の、さっきお話のあった、ある区マップとか、なかなか面白いのがあるので、興味のある人はそれにリーチするのだと思うのですが、あまり興味のない人は資料が並んでいても、いろいろな区とか図書館もみんなそうなのですが、いろいろな資料がある中で埋没してしまうというのがあると思うのです。

これはどこまでやって効果があるかわからないのですが、いろいろな区でやるようなイベントがありますよね。ああいうところでこういう関連物と一緒に少しPRに打って出るというのですかね、要はそこに来た関係ない人とか子どもたちとか、そういう人に対してもう少し積極的にアプローチをしていくと、そういう意識みたいなのをしないとなかなか簡単に上がっていかないのではないかなということを感じました。これが1つです。

それから1つは、小さい話で恐縮なのですが、資料2の、他計画とのいろいろなコラボという中で、下から3番目の「他部門における取組」の中で「まちなか整備に係る施策展開」ということで「商業地の景観形成」と。基本的にはまち、商店街を含めて、安全で歩きやすく清潔な町並みの確保と景観ということで非常に一致するものがあって、方向感はそのとおりで思っているのですが、一方で商店街でサポートする立場としては、例えば西荻

の南口のごちゃごちゃした商店街とか、それから、これは防災上いろいろ問題があるのですけれども、荻窪銀座商店街辺りとか、木密のエリアが商店街としては面白みが出ているエリアもあると思うのです。そういう意味で、これから当然、防災上の建て替えとかいろいろあった中で、単純にきれいな商店街、ロードというだけではなくて、少しそういった商店街としてのよさとか、ちょっと言葉悪いのですが猥雑性とか、そういうのも1つのにぎわいの源にもなるのではないかなと常々考えているので、景観計画とは当然乖離があるので、すけれども、許容範囲内で多少その辺も意識していただけるとありがたいと、そう感じました。

以上2点です。

会 長

ありがとうございます。事務局から。どうぞ。

市街地整備課長

市街地整備課長です。ご意見どうもありがとうございます。

みどりのお話を最初に頂きましたけれども、ご指摘のとおり、大きな敷地が細分化されて、みどりが減ってしまうという強い印象を区民の皆さんが持たれたりですとか、そのとおりなのですけれども、一方で、逆に、きれいに整備されることによって新しく質のいいみどりが生み出されているというところもございまして、それは公園だけでなく、例えば集合住宅を建てる際にも我々からもできるだけ、みどりを増やしていただく働きかけというのはしてございまして、本当に私もまちを見ていて、みどりに覆われてその中に住宅が建っていたりとか、共同住宅が建っていたりというところもございまして、そういったところにも皆さんが気づいて、ただただ減っていくだけではなくて、新しいみどりも増えていくのだというところも併せて周知等をしていきたいと考えております。

そういった中で、景観に興味を持っていただくという取組は1つでもありますし、イベントもそうですし、これからいろいろな啓発のパンフレットだとかチラシだとか、SNSで情報発信をするなんてことも考えてやっていきたいと考えてございます。

あと、駅前の商業地の密集している部分ですけれども、たしか西荻の南ですとか荻窪もそうですけれども、非常に課題は多いと考えてございまして、区としましても、駅の周辺のまちづくりということで、住民の皆さんとそれぞれ長い年月をかけて話し合っているところではありまして、ただただきれいに整備するということが、個性が失われるということがないように取り組んでいき

いと考えてございます。

委員 　　お願いします。今のご発言で、僕もすごくいろいろな公有地の整備とかで、みどり多くなってきれいだなと思うのですよ。ただ、このさっき言ったのは、アンケートに書くときには、プラス面と同時に自分の身近な中の変化ということに引っ張られてしまうと思うので、逆に言うと、そういうことをやっているのだということの前向きにPRすることによって、ネガティブ要因を少しでも緩和することによって、アンケートの比率が上がってくるのではないかなと、そういう視点で話しましたのでよろしくお願いします。

市街地整備課長 　　ありがとうございます。

会　　長 　　ありがとうございました。さらなる取組をということだと思います。ほかは、いかがでしょうか。お願いします。

副 会 長 　　私からは大きくは2点ですけれども、今回の計画は平成 28 年に改定されたものの再度の改定ということになると思いますけれども、前回の改定時点から8年たちまして、その間、大きな社会動向の変化ということでいうと、コロナがあって、それがある程度収まったと。

それともう1つ、大規模な自然災害がとても身近なものになったということです。その観点については、現行の改定計画の中でも都市防災との連携というのは記載してあるのですけれども、ここに記載してあることというのが、狭あいな道路の整備とか、無電柱化のところに収れんして書かれていて、例えば公園の整備ですとか、杉並区の場合でいうと河川とか水路とか、水に関する部分での記載というのがあまり書いていなくて、実際に景観専門部会の中でもそういう観点で、公園とか河川・水路を見るという視点も提起されているように思いますので、その点についてももう少し大きく取り上げて重要な課題として認識すべきではないかというのが1つです。

それともう1つは、今回の作業というのは計画策定ではなくて計画改定なので、この8年間ですかね、実際に事前協議あるいは届出をしてきた成果と課題みたいなものをしっかりと検証して、必要に応じて景観形成基準も少し改定していくという視点が必要なのではないかなと思います。

景観専門部会の中でマンションの計画等が多く出てくるわけですけれども、その中である程度均質にというか、どの案件でも出てくるような課題というのがかなり明確になっていて、例えば素通しのガラスのバルコニーが景観上良くないということだったりとか、相隣関係で問題になるということはよく出てき

ておりますし、これはみどりの計画とも関係してきますけれども、外来種が外構に植えられるというケースが多くて、シマトネリコとか、そういうものを避けましょうということは専門部会の中でも比較的高頻度に意見が出ていると思います。

それともう1つは、建物が後退したときにできる自主管理歩道みたいなものと、公有の歩道とか道路とかそういうところとの関係性で、そこに段差ができないようにしようとか、できるだけ周囲の舗装の色に合わせようとか、そういう意見というのは比較的多く出てきていたと思うのですね。そこに専門部会のリソースが割かれるのはもったいないので、そういうことはあらかじめ景観計画の中に書いてあって、事業者さんが自主的にそのぐらいのことはやっていたくという仕組みをつくったほうがいいのかと思います。

というのは、専門部会の取り扱いの件数が多くて、1回でさばききれないというところもあるので、そういう平準化して基準にできるような部分というのは、少し景観計画の中でも取り込んでいったほうがいいのかと思いますし、公共施設整備に関していうと、例えば公園の中のトイレとか、小さな橋梁の色とか、そういうものというのは比較的標準化できるものなのではないかなと思うので、小さな公共施設の整備については少しマニュアル的なものがあるとか、そういうふうになると、景観計画がより効率的に実効性を伴って運用できるのではないかなと思います。

会 長 事務局から。

市街地整備課長 ご意見ありがとうございます。防災の視点というのは確かに非常に重要なポイントになってございまして、ご意見でありましたように、河川の対策ですとか、公園の問題ですとか、区としましては本当に最重要課題と考えているところでして、審議会でもご意見を頂いていると同時に、ほかの部分でもたくさんご意見を頂いていますので、そういったことも併せて、グリーンインフラという考え方もありますし、そういったことを含めまして、今後、総合的に他部署と連携して調整をしてまいりたいと考えています。

あと景観の基準、色彩ですとかの話ですけれども、確かに景観専門部会で繰り返し同じようなご指摘を受けるというところもございまして、特に公共施設につきましては、我々としましても、実際に建てる部門といろいろお話ししているところではございますけれども、それでも建てる側としての意識というのが、なかなか追いついてはきていないという状況も少なからずあるというところ

ころで苦慮しているところはありますけれども、そういったこれまで出てきている、繰り返し指摘を受けているようなものですか、そういったものは基準というところで示すのか、ガイドラインとか、お願いとか、こういった事例があるよとか、ということで、周知をして一緒に取り組んでいける形にしていきたいと考えてございます。

会 長 貴重なご指摘ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

委 員 私からは道路に関してですが、最近の道路で、新しい簡易な乗り物といえますか、そういうものが随分出てきておりまして、例えばスローモビリティとか、あるいは電動スクーターみたいなもので乗り捨てできるとか、そういうものがかなり使われるようになってきております。

そういう乗り物に対するルールがまだはっきりしてないのではないかなという印象がありまして、それは現状の自転車の歩道の走行にもまだあるのではないかなと。

自転車についても、本来は車道の左側を走るとなっていますが、いまだに歩道を走っている自転車が多いと。そういう中で、そういう新しい乗り物を、車道を走ったり、ときには車道でも左側ではなくて右側を逆走してくるとか、歩道でも走ってしまうとか、そういうのがございます。

それから自転車だけではなくて、障害者の方の乗り物がありますよね、電動車椅子とかそういうのがございますけれども、そういうのはもちろん歩道を走るのですけれども、逆にそういう乗り物が自転車などと競合してしまうといえますか、ぶつかりそうになってしまっているとか、そういうこともありますので、その辺の、まず自転車のルールとか、それからそれ以外の新しいそういう電動スクーターみたいなもの、あるいはスローモビリティでも、ルールをはっきりして、そして例えば自転車だったら自転車レーンみたいなものをはっきりと分けて車道側に作るとか、そういうことをしていくということはまちづくりとしても必要なのではないかと。

景観的にも、特に自転車は歩道を走っているときに、我々でも歩道を歩いているときに、後ろから自転車がサッとすぐそばを走ったりとかして、危険だなと思うときもままあります。その辺のことについて、まちづくりのほうからも、道路づくりといえますか、そういう中でも検討していただけないかなと。

新しい時代に入ってきていますので、そういうルールづくりも含めて、まち

づくりを計画していただきたいという意見でございます。

以上です。

会 長 ありがとうございます。景観計画の話というよりは、交通安全計画の話との連動と考えられますので、区内での連携という中でこういった話を共有していただければいいのではないかなと思います。ありがとうございます。

竹内さん、どうぞ。

委 員 ご説明ありがとうございました。私から、質問1つ、コメント3つしたいと思います。

まず、最初の質問ですけれども、今回、グリーンインフラとゼロカーボンを打ち出していくという方向性なので、これをどう具体的に組み込む予定なのかということをお教えいただきたいというのが質問です。

コメント3つのうち、まず1つ目はグリーンインフラについてですけれども、私は「みどりの基本計画」のほうも委員をさせていただいております、すごく皆さんグリーンインフラについて、杉並は豪雨の問題がありますし、みどりがすごく豊かなのはいいことで、それが民有地によってかなり維持されているところがあるという意見がすごく多かったので、今回打ち出させていただくというのはいいと思うのですけれども、この資料3に、連携する部署が一覧になっているのですが、ここに雨水の流出抑制の部署がなくて、恐らく豪雨対策としての流域対策を、杉並はたくさん、小規模な施設でもやらないといけないですということですし、同じ都市整備部さんの中で頑張ってもらってるところだと思うので、ぜひそこは表に出していただきつつ、その基準の中にも、今、浸透トレンチとか見えないようなものだけなので、ここに今書いてある「雨庭等の活用」というのがみどりの部署だけだと多分できなくて、この浸透の基準とか要項とかと連携させて、景観計画の中で、ここはグリーンインフラを頑張ると言いながら、ぜひこの要項の中にそういうレインガーデンのメニューみたいなものを積極的に作っていただいて、作ると見た目もすごく良くなるみたいなものを、ぜひその要項で動くようにしていただきたい。今のままだと浸透ますを作って、そういうのだけしかお金が行かないと思うので、ぜひ、みどりを植えるとか、あとは浸透だけではなくて活用する、区民の方も自宅のために、それを散水したり、ガーデニングに使ったりとかするほうが実感としてわくので、ぜひそういうところを大きく景観計画で位置づけて、雨水の流出抑制対策とも結びつけて、数字としてその努力が出るようにするといいいのではないかなと思

いました。それが、グリーンインフラにどう組み込むかというところが1つです。

2つ目は農地についてです。農地についても、先ほど副会長からあったように、この8年の中で都市計画的にも都市農地は必要だと大きく変わったところがあるので、しかも杉並区さんは「農の風景育成地区」をこの間に位置づけてらっしゃるので、風景として成田の辺りは、やるというのはちゃんと決めているので、そこはぜひ景観の中にも、ここは農の風景をつくっていくのだということで、周りのご理解も得るような位置づけをしていただきたいと思います。併せて農地に関しても、雨水の浸透能力という意味ではすごく効果があるので、単に雨水の施設を増やすだけではなくて、農地の保全もちゃんとグリーンインフラの施策の中につながっているよ、みたいなことを入れてほしいなというので、農の風景をもうちょっと表に出していただきたいと思いますというのが2点目です。

3点目は割と手法的な話ですけれども、前の計画の中に景観づくり区域図というのがあるのですけれども、杉並区さんは中小河川でつくられている景観というのがすごく大きいかなと思うので、一覧でどこのみどりがどう大事だとかというのが区域図みたいな形で1枚あるといいかなと思いました。

以上です。

会 長 お願いします。

市街地整備課長 グリーンインフラとゼロカーボンの取組を強化していく、表に見せていくということは区全体で、本当にいろいろな部署で取り組んでいるところですので、景観も当然例外ではないというところが1つであるということと、具体的な取組については、まず「みどりの基本計画」ですとか、みどり部門だけでなく土木の部門も併せてそういった取組をしているというところを踏まえて景観計画に、最終的に景観にも資すると。ただ機能を追加していけばいいということではなくて、最終的にそういったものが増えていったことによって出来上がる風景、景色、そういった景観というものがどういったものになるのかということ、皆さんと共有できる形で示していくことが必要かなと考えてございます。

実際の計画をこれからつくってまいりますけれども、その中で、本当に具体的に目に見えて、今、お話がありましたように、区域図の話もそうですけれども、みどりがただ増えればいいということではなくて、その機能というものが生かされたまちというものがどういったものになるのかということを示してい

きたいと考えてございます。

雨水のお話も頂きましたけれども、景観計画の中だけで決めるものでは当然ないと考えてございますので、これからいろいろな部署と調整して作成していきたいと考えてございます。

会 長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

委 員

よろしく願いいたします。

私、景観委員、昨年から参加させていただいて、実際に作業しているというのはここに2回会合、去年1回と、ここ1回だけなのです、正直言って。

自分は何ができるのかなとって、PRでもないのですけれども、杉並のコミュニティの活動とか様々なところで、お話のきっかけとして「景観委員させていただきます」と言ったときに、「景観って何やっているの」と言われているのですよね。これが区民のまず、このアンケートの78%ということとか、関心度合いがというようなところありますけれども、何となく景観という言葉に対する区民の意識というのが、何を目指していて、何をしようとしてくれているのかの現状値がないから、何となくみどりが多い、公園が多い、いい環境づくりだなというのは、相対的に私、杉並区はすごくよくやっているし、すごくいいまちだなと思っているのです。プラスアルファに何をしようとしているかという、こういうことに対してももうちょっと、こういう委員をさせていただく立場からすると、資料1にある「検討にあたっての主な取組」で、「区民からの意見聴取」という、こういうイベントをやりましたというのですけれども、実際にオープンハウス型懇談会でどんな意見があったのかとか、子ども向け意見ログフォームというのをやって、結果として何が分かったのかというのが、正直言って申し訳ないのですが勉強不足なのですけれども、伝わってこない。

区民にいろいろなことをやっていることを、もっと我々を使いながらプッシュさせていただきたいなということがあるので、会合は皆様のご都合があるから1回でも、年1回とか、もうちょっと何か、こういうイベントありましたというのをこのメンバー、少なくとも区民の我々、委員には発信していただいて、こんなことでこういうことが分かりましたということをお伝えいただけると、自分の日頃の活動のコミュニティとか、いろいろなところの場に行ったときに発信ができるのかな、そういうふうにも使っていただきたいなという、お

願いを含めて、何かそういうことの啓蒙活動がすごく大事になっていると思うのですよね。

いろいろな意味で、23区の中で、杉並区をどう評価してますかという、いろいろな調査があったり、いろいろな回答がある中で、杉並区はすごくみどりが多いか、平均寿命が一番長いとか、健康寿命の区だと、どうやられたらこうなるのですかと、区長さんもいろいろ今動いていますけれども、もうちょっとそういう意味も含めて、景観というものに対するものの、23区の中でも、あの区を目指したいなというポジションに私はいると思うので、さらにそれを、何となく東京の代表になれるような景観というものを目指していますという、それがみどりだということもあるかと思うのですけれども、そういう1つ1つの動きをもう少し発信いただきながら、我々を使っただけならばというのが、区の代表としてちょっとお願いでございます。よろしく願いいたします。

会 長 ありがとうございます。確かに「区民からの意見聴取」といっても、具体的にどういことがご発言としてあったのかみたいな部分も含めてもうちょっと知りたいというのはありますので、今のご質問に対して何かご回答あればよろしく願いします。

市街地整備課長 今日はお示ししてごさいませんが、区民意向調査の一番メインになっているところの自由意見ですとか、たくさん頂いておまして、当然今まで、この場でも出てきているようなご意見ですとか、みどりのことだけではなくて、例えば道が狭くてごちゃごちゃしているですとか、ごみが散乱しているとか、そういったことも景観ということで、区民の皆さんが捉えてご意見を言ったださっているというところがあります。

なので、「景観って一体何だろう」といったときに、すごく狭く考える方もいらっしゃれば、広くまち全体を見たときにどう感じるかと捉える方もいらっしゃるので、その中でどこをターゲットにしてこの計画をつくっていかないといけないのかというのは1つ課題でしょうし、あとこの場が本当に、おっしゃっていただきましたように、せっかく委員の皆さんが参加して下さっているというところもありますので、ご協力いただきながら、杉並のまちというものがこんなふうにつくられているんだと、こんなふうにきれいに整えられているのだというようなことをPRできるような機会というのはつくっていくことが必要だなと感じておりますので、これから普及啓発というところに力を入れたいと考えていますので、そういったところでお願いしたいと思います。

会 長 ありがとうございます。意見聴取の中でどういうのが出てきたかというのをもうちょっと教えていただけると。

市街地整備課長 そうですね。また整理して皆さんにお示ししたいと思います。

会 長 ありがとうございます。

 ほか、まだご発言いただいていない委員の方、いかがでしょうか。

委 員 今の意見に関連してなのですけれども、景観はすごく難しいのです。一般の住民の方は目に見えるもの全てだと思っていて、それはそれで間違いなくて、視覚的に入るもの全てを取り扱うというのも1つの考え方なのですけれども、一方で、景観とか風景はすごく狭義に言うと、まちづくりとかで関連していくと、目に見えているものを区民の人が風景として捉えているかというところが重要になるのですね。

 全部が風景ではなくて、明らかにこれは杉並区の風景なのだとか、まちの風景なのだというものが実は出てくるはずで、そういうものをこのアンケートから吸い上げるというのは数値を出すよりも重要で、そこを、地域の風景を吸い上げて、そこから景観をつくり上げていきたいと思います方向性にしていければかなり理想的かなと思うので、先ほどもありましたけれども、せっかくアンケートとか自由意見を集約しているのであればその辺を、区民の人がどういうものを大切にしようとしているのか、さっきごちゃごちゃしているというのもありましたけれども、ごちゃごちゃしているという風景を捉えているわけですよ。それはもしかしたら悪い側面かもしれないけれども、いい側面にもなり得るのだという観点から、少し景観計画に入れていければいいかなと思います。

 もう1つは、〇〇委員と一緒にずっと、毎月4件ぐらいですかね、専門部会をやっていて、気になるのが、屋敷林を全て伐採するという計画が年に何件かあるのです。1本も残さずに全て伐採という案件が非常に多くなったなと思っていて、その代替処置として新しい植栽を植えるのですけれども、計画者はそれでいいと思っているのですね。木を切りました。でもその分だけ植えましたというところで、審議会でも条例でも通ってしまうのですけれども、そこに明らかに欠けている観点というのが時間なのですよね。時間的価値が欠けているので、例えば樹齢100年の木を1本切って、1、2年の木を1本植えた、それがイコールになっているのですね。そこら辺が加味できるような、あるいは大きな枠組みで景観計画に入れられるような仕組みがないと、杉並区は屋敷林、

この時代ではつくれないような、残すのも大変なのですけれども、近代の社会情勢ではこのような立派な屋敷林はできないようなものがあつという間に伐採されていく。

そういう意味では、屋敷林の歴史というか時間を全てゼロにしてしまうような形になってしまうので、そこら辺を景観計画に入れられて、しかも計画者が意識できるような、難しいとは思うのですよね。でも、去年もこの審議会で言いましたけれども、樹木の剪定はやっていかないと、しかも民間の樹木も保護樹林なのだという形でどンドンどンドン宣伝していかないと、今後、あと10年ぐらいで屋敷林は全部なくなってしまうのではないかなというぐらいなので、近々にやるべき課題だと思います。

会 長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

市街地整備課長 最初にご指摘いただいた、区民の意見をというところですが、確かに杉並区の残したい景観とかそういったもの、あとよいところ、あと悪いところ、そのよいとか悪いとかというのいろいろな見方によって変わってくるというところはありますけれども、そういったところを整理しまして、我々も本当に何を目指していくのかというところはきちんと共通の認識を持って取り組まないといけないところだと思いますので、今、作業している中で進めていきたいと考えてございます。

あと屋敷林の話で、つい先日もありましたけれども、なかなか正直、本当に難しい問題かなと思います。本当に残しておくべき樹木と、いろいろな支障になってしまう、それは建物を建てるということだけでなく、この狭い杉並区という敷地をみんなで共有しているというところがありますので、そういった近隣の方の暮らしというものも考えながらというところで、木を切らざるを得ないという事情もあるといったところの、せめぎ合いといえませめぎ合いですけれども、その中でもゼロか100かという話ではなくて、残せるものであればどんな工夫をすれば残せるのかというところが一番肝になってくるかなと思いますので、保護樹木の話も当然関連する話ではありますけれども、「みどりの基本計画」の中でもそこは本当に重要なポイントになるかと思っておりますので、そこ合わせて景観計画の中でも事業者等に働きかけられるような取組ということで示していければと考えます。

会 長 ありがとうございます。

委員

〇〇委員、〇〇委員いかがでしょうか。

3つばかりございます。1つ目は多分これ去年もお話したことだと思うのですが、景観をつくる7地域に関して、行政は7地域で割り振られていると思うのですが、よりもっと具体的な景観の地域を割り当てるには、付近に流れている川3本の、神田川、善福寺川、妙正寺川という川ごとの景観の具体的な方針をつくったほうがより区民にも我々にもよく分かりやすいので、もっと細かな地域づくり、要は7ではなくて、それこそ、その倍ぐらいの地域に割り振って、各々の特徴なり目指す方向、何かをつくったほうがいいのではないかなというのが1つ目。

2つ目は、私自身は建築の専門ですけれども、今、国交省でゼロカーボンシティを目指すということで、今、再生可能エネルギー、太陽光発電であったり、太陽熱利用を促進しようということで、今回、建物を建てる際に建築主に、我々設計者が、この建物だったらどのぐらいの容量の太陽光が乗りますよとか、どれぐらいの量の太陽熱が乗りますよということを説明する義務ができる法律が施行されようとしているのですね。それは国の国交省が決めて、都に下りてきて、今は区に下りてきたと。それは非常に景観にとってどうなのだという、我々建築専門家が非常に危惧していて、本当にそんな太陽光が乗ってしまったら、景観がちょっと危ないぞと我々は言っているわけです。

我々はみどりを増やそうとすると、みどりの影になって太陽光を発電しないのですよ。みどりを増やそうとすると。あとは太陽光が受電するときには周りが熱くなるのです。要は気候に対して非常にデメリットがある。そういういろいろちょっと懸念していることがあって、今回のこの資料には載ってないですけども、太陽光利用を促進するそのものと、景観とがどう連携していく、どう目指していくのかということが、どこか1つ検討して入れられたほうがいいのかというのが2つ目です。

3つ目は、私自身が和田堀の風致地区に住んでいて、かつ職場もそこにあるのですが、非常に風致地区は、私がまちなみがとてもよくてそこにわざと移り住んだのですが、私のところは本当に生垣もあって、塀が少なく、道路も壁面後退があるので非常にセットバックして、とてもいい条例だと思っ

思っています。

この3つです。以上です。

会 長

ありがとうございます。

お願いします。

市街地整備課長

7地域をもっと細かくというご意見ですけれども、幾つがいかというのはいろいろあると思いますし、細かくその地区の特性が際立って出てくるところももしかしたらあるかもしれないし、ないところもある。それはある意味、区域を分かれずに逆に統一された杉並の落ち着いた町並みというところでの特徴を、それぞれの地域のみんが共有しているというところもあろうかと思えますので、この区域割については今のところ7地域では考えておりますけれども、川沿いはもちろんですし、それこそ駅前ですとか、ここの中杉通りとか、そういった特徴のあるところはそこを大事にしながらという取組は引き続き行っていきたいと考えております。

また次の再生可能エネルギー、太陽光パネルですけれども、確かに景観上太陽光パネルが次から次へと目に入ってくるというのがどうなのかというところは確かにそのとおりにかと思っております、技術の革新もあるのかもしれないですけれども、そういった少なくとも目に見えるところにそういったものが立て続けに見えないように配慮をする、それは建物を建てる時に少し目隠しになるような工夫ができるのであれば、そういったこともしていくという形でご案内できればと考えてございます。

風致地区につきましては、区内にたくさんあるわけではないですけれども、そこに住んでらっしゃる方の非常に高い意識と規制が厳しいので、そこに協力していこうというその機運といいますか皆さんの協力というのは非常に欠かせないものですし、重要になってきますので、そういった区民の皆さんが、さっきの普及啓発というところもそうですけれども、まちをきれいにしていく、美しい守るべき景観というものは、行政だけではなくて区民の皆さんも一緒にやっていくものだということを、意識を啓発していくことで少しずつそういった取組が増やせるかなと思っております。ありがとうございます。

会 長

ありがとうございます。太陽光パネルは、この「地球温暖化対策実行計画」というところ関係してくるのですか。

都市整備部長

建築物省エネ法の改正への対応ということで、先ほどおっしゃいました、新築物件への設置については設計士の方から建主の方にご案内しないといけない

ということで、その義務づけがされるということで、今、区でも条例制定に向けて検討を進めているところです。

また加えまして、東京都の条例で、来年度から施行されますが、新築の建築物については太陽光パネル等を設置しなければならないということで、大手のハウスメーカー等が対象になってきますけれども、杉並区内でも新築の戸建てが多くそういう状況になるのだろうと思います。そちらについては義務づけということで事業者が義務づけを受けるということになりますので、その取組自体は進んでいくと思います。

一方で、おっしゃったとおり、その太陽光パネルの設置がこれまでのまちの景観にどう影響を与えるのかと、そういう視点は非常に重要だと思っております。景観を優先する、それとも環境への配慮を優先する、その二項対立関係ではなくて、共存できる方法というのはこれから当然考えていかないといけない課題だと思っておりますし、その気候変動への取組という意味では今おっしゃいましたように、温暖化対策計画だったり、環境基本計画だったりそちらのほうで当然その取組は推進していかなければならないという位置づけをしておりますが、そうした様々な計画と、この景観計画についても整合するといえますか、そういう視点を持った上で今回改定していくべきだと考えておりますので、今検討を進めているところでございます。

会 長
委 員

ご回答ありがとうございます。

1点だけちょっと補足しますと、太陽光は、皆さんご存じかもしれないですけども、杉並の住宅都市はどうしても斜線制限があるので、北側に、南側のお隣の敷地に光を与える、要は影をしないために北側に屋根が設けられることが多いのです。太陽光というのは本来それだと受電しませんので南側なわけですよ。当然、要は切妻で建てなさいみたいな、要は景観上あくまで決まってきたというのか、北側に例え3キロ乗せても3キロ受電しないのですよね。

我々建築専門家は、ハウスメーカーは今おっしゃっている、要は国の施策でそうなっているのですが、区有施設の例えば少し高いところで、皆さんの目に触れないようなところに設置していくとか、まずは区有施設ですよ。あとは例えば屋根、駐車場だったり、そういうちょっとした大きい施設の人の目に触れにくいところ、あとは鉄道とか、何かそういうふうに景観とうまく整合していくような方向に杉並区の中で考えて、そんなことを盛り込んでいくといいのかなと思っています。住宅に乗せていくと景観が非常に壊れて。

会 長 でも、東京都が義務化してしまったので。
委 員 東京都にもそういうことを我々が、東京都というか国交省にそういう話を今我々はしているのですが、小さい民間住宅ではなくて大規模建築に乗っけていく。区の施設、都の施設、国の施設からまずやるべきだろうということで我々は話をしています。ありがとうございます。

会 長 本来はそう思いますけれども。
 最後、いかがですか。

委 員 景観計画には入らないかもしれないですが、個人的な希望ですけれども、杉並区が阿佐ヶ谷文士村というのが昔あったり、作家とか画家とかたくさんいらっしやっただのがなかなか住んでいてもどこにアトリエがあつてとかそういうのが分からないので、何かもし残ってるのであればそういうものが、誰々、作家さんの家がありましたとか公開しているところがあればそういうのが分かるようなマップを作ったり、あるいは記念碑みたいなを作ったりして回れるようにするとまちの魅力というのでしょうか、景観からはちょっと離れますけどまちづくりといいますか、まちの魅力ということで、そういうものがあるといいなと思いました。

 たしか新宿区か何かは画家とか作家のアトリエがたくさん、実際に残っているのですけれども、そういうマップとかがあつて、まちづくり何とかルート、パンフレットとかそういうものがありまして何か所か回れるようになっていましたので、杉並区でもし今残ってたり見られるものがあるのであればそういうものをどこかに取り込んでいただければと思っています。

会 長 ご意見として、ありがとうございます。
 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。いろいろご意見いただきありがとうございます。では、これで質疑は終了させていただきます。

 本日の議題は以上となりますので、最後に事務局から連絡事項、お知らせをお願いします。

管理課長 本日は貴重なご意見いただきましてありがとうございました。今後の参考とさせていただきます。

 次回の審議会の開催についてご連絡いたします。今回は令和6年10月28日月曜日の午後2時から開催する予定であります。開催案内は後日ご連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。事務局からの連絡は以上です。

会 長 ありがとうございました。

委員の皆様には会議の円滑な上にご協力いただきありがとうございました。
それではこれで令和6年度第1回杉並区まちづくり景観審議会を閉会します。
ありがとうございました。

—— 了 —— (11時05分)